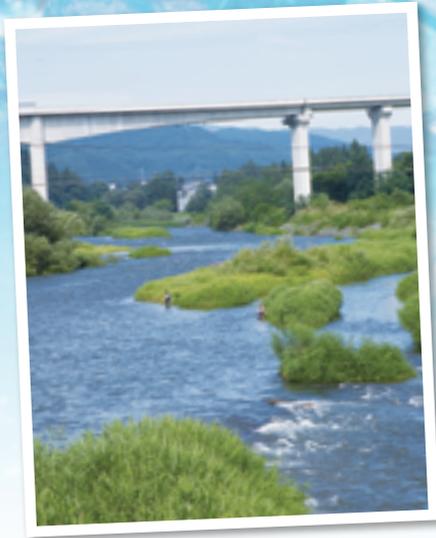
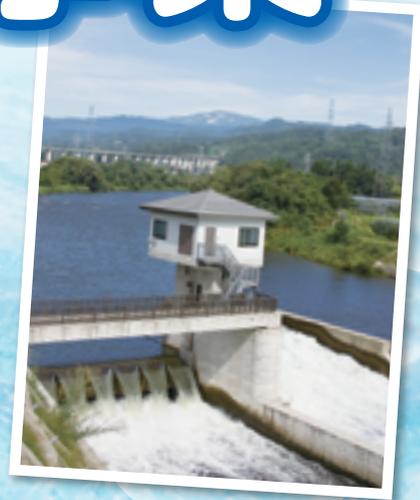




寒河江市

浄化槽整備事業



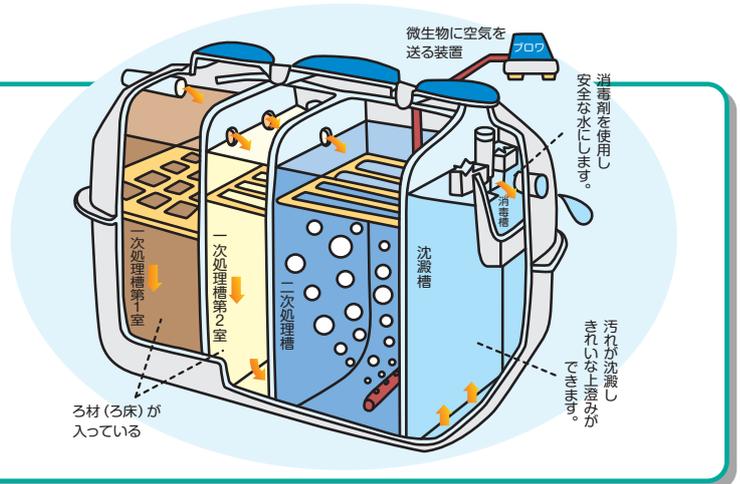
寒河江市では、河川など公共用水域の水質保全と生活環境の向上を目的として、下水道処理区域以外の区域では、合併処理浄化槽の設置を進めています。河川の汚れの主な原因は、



家庭の台所やお風呂などから流れる生活雑排水です。トイレの汚水とあわせて生活雑排水も処理する合併処理浄化槽を設置して、河川や身近な水環境の汚れを防止し、快適な生活環境を実現しましょう。

浄化槽とは

浄化槽とは、各家庭の敷地に設置して、家庭からでる排水を処理する汚水処理施設です。汚水は微生物の働きにより分解され、消毒処理した後に排水路などへ放流します。



単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い

◆単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理。台所などの生活雑排水はそのまま河川等に排出。河川の汚れの原因になっている。

◆合併処理浄化槽

トイレの汚水と台所などの生活雑排水をまとめて処理。きれいな水を排出、良好な水環境を保つことができる。

※市では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進しています。

浄化槽整備事業とは

市が浄化槽を設置する用地を無償でお借りして浄化槽を設置し、設置した後の維持管理を市が行う事業です。

◎対象区域

柴橋地区（一部除く）、高松地区、醍醐地区、白岩地区、その他の下水道整備計画区域外の区域

◎対象家屋

専用住宅・併用住宅、事業所、公民館等
※ただし事業所については、特定事業所（製造業等）を除きます。

◎市で設置する合併処理浄化槽

市で設置する合併処理浄化槽は「高度処理型」で、処理能力が優れています。10人槽までの浄化槽設置が対象となります。

浄化槽を設置するのに必要な面積等

①敷地：縦4m×横3m程度の敷地 ②深さ：2m程度 ③搬入路：概ね2t車が入れる程度

※敷地や建物の形状によっては、浄化槽を設置できない場合もあります。



設置工事と維持管理

◎設置工事について

- ・市が浄化槽本体の設置工事を行う。
- ・標準的な浄化槽本体工事費用以外の費用、トイレの改造や宅内の排水設備工事の費用は、申込者の負担。
- ・申込者は浄化槽設置工事費の一部を負担。(分担金)

◎維持管理について

- ・使用者は毎月の使用料を負担。
- ・設置後に毎年受ける浄化槽の水質検査の費用は市が負担。
- ・市から委託を受けた業者が定期的に保守点検(4回/年)・清掃(1回/年以上)を行う。(費用は市が負担)
- ・浄化槽の管理に必要なプロアの電気料金等の諸経費は使用者に直接請求になるため、浄化槽使用料の基本料金から相当額を差し引く。
- ・通常の使用における故障等の修繕費は市で負担しますが、使用者の責任による修繕費は使用者の負担。

◎分担金

分担金は工事に係る一部負担金のことで、浄化槽設置工事をする際1回だけ負担。

区分	分担金
5人槽	160,000円
7人槽	190,000円
10人槽	240,000円

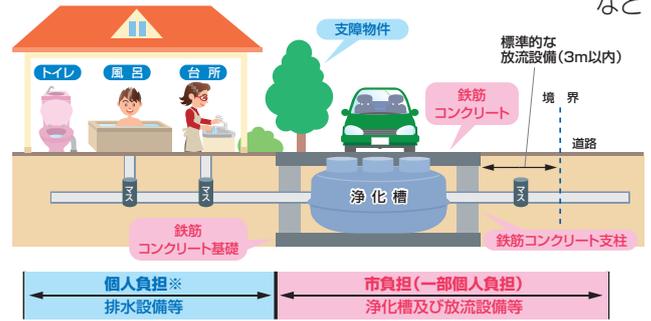
◎使用料

浄化槽の維持管理費に充てられるものです。

基本水量と基本料金	区分	※消費税別
10m ³ まで 800円	10m ³ を超え30m ³ まで	175円/m ³
	30m ³ を超え50m ³ まで	180円/m ³
	50m ³ を超え100m ³ まで	185円/m ³
	100m ³ を超え500m ³ まで	190円/m ³
	500m ³ を超える分	195円/m ³

個人負担の例

- ・トイレ改造や排水設備工事の費用
- ・工事に支障となる立木や舗装などの撤去、復旧費用
- ・3mを超える部分の放流設備工事の費用
- ・駐車場とするために必要となる補強工事等の費用など



浄化槽整備に関する補助金等

◎寒河江市浄化槽整備促進事業費補助金

寒河江市浄化槽整備事業で浄化槽を整備される方の負担軽減のための補助金制度です。

・対象者

リフォームにより汲取り便所や単独処理浄化槽から合併浄化槽へ切替えされる方。

市税等に滞納のない方 ※新築(建替えを含む)の家屋は該当しません。

人槽	分担金	補助金	差引個人負担額
5人槽	160,000	80,000	80,000
7人槽	190,000	100,000	90,000
10人槽	240,000	100,000	140,000

◎寒河江市単独処理浄化槽撤去費補助金

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するための補助金制度です。

- ・**対象者** 単独処理浄化槽を廃止し新たに合併浄化槽を設置する方、市税等に滞納のない方
- ・**対象経費** 単独処理浄化槽の撤去費用、処分費用、埋戻し費用
- ・**補助金額** 対象経費の2分の1以内の額(上限5万円)

◎寒河江市排水設備等設置改造資金あつ旋及び利子補給

浄化槽設置に係る排水設備工事や汲取り便所から水洗便所への改造工事の資金のあつ旋と利子を補給する制度です。

- ・**対象者** 寒河江市浄化槽整備事業で浄化槽を設置する方で、市税等に滞納のない方
- ・**資金の融資あつせん**
融資限度額:150万円 返済方法:75ヶ月以内、元金均等償還 取扱金融機関:市内金融機関、農協
- ・**利子補給** 利子の全額を市が補給

申請から工事完成・使用開始まで

設置申請

- ・申請書に必要書類を添付して、下水道課へ提出していただきます。

現地調査

- ・浄化槽設置場所、放流先などを確認します。

工事計画書作成

- ・市が工事計画を作成します。

工事計画承認

- ・計画に異議がなければ、承諾書を提出していただきます。
- ・土地の使用貸借契約と設置及び維持管理に関する協定を結びます。

工事施工

- ・市は浄化槽本体の設置工事を行います。
- ・トイレ改造や排水設備工事は個人負担です。

工事完了、検査

- ・工事完了後、市が検査を行います。

使用開始届提出

- ・浄化槽の使用を開始する前に開始届を提出していただきます。

分担金納付

- ・分担金を金融機関等で一括納付していただきます。

使用料納付

- ・使用を開始後、使用料を納付していただきます。
(浄化槽の使用料は、水道料金と併せての請求となります。)

維持管理

- ・浄化槽の点検・清掃・検査など市が行います。

※黄色で囲んだ部分が申請者、使用者が行う事項です。
(業者による代行手続きも可能です。排水設備指定工事店などにお問い合わせください。)

申請から
工事完了まで
約4か月程度
かかります。

浄化槽を使われる皆さんへ

浄化槽の中には微生物がたくさんいて、その微生物がトイレの汚水や台所やお風呂、洗濯などの生活雑排水の汚れを食べて水をきれいにしています。

使用方法を誤ると微生物が死んでしまい、浄化槽が機能を十分発揮できず、悪臭が発生したり水をきれいにできなくなります。

●台所で

- ・使った油は、流しに流さず、ごみと一緒に（ふき取るか凝固剤で固める）出してください。
- ・なべや皿のひどい汚れは、紙でふいてから洗ってください。
- ・三角コーナーなどには細かいネットをかぶせ、調理くずなど流さないでください。



●浄化槽で

- ・殺虫剤は使わないでください。
- ・フロアの電源は絶対に切らないでください。



●お風呂で

- ・カビ取り剤は、適量使い、使用後はいつもより多めの水で洗い流してください。
- ・入浴剤は適量を使い、硫黄化合物の含まれる入浴剤は使わないでください。

●洗濯で

- ・なるべく無リンの洗剤を使うようにしてください。
- ・洗剤、漂白剤は適量をはかって使ってください。

●トイレで

- ・紙おむつ、衛生用品、たばこの吸殻を流さないでください。
- ・トイレトーパーを使ってください。
- ・塩素等の薬剤は使わないでください。

